民法　司法令７－３６　肢イ

第１　肢の結論

誤っている

第２　負担付遺贈の受遺者が負担を履行しない場合の手続

１．問題の所在

負担付遺贈の受遺者がその負担した義務を履行しなかった。それを受けて，相続人が相当の期間を定めて履行を催告した。その後，期間内に履行がなかった。このような場合，手続上どうなるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

履行がなかったときは，負担付遺贈に関わる遺言の取消しを家庭裁判所に請求できる（１０２７条）。したがって，効力を失うとする肢は誤り。

（２）理由

まず，負担付遺贈が履行されないと，負担によって利益を得るべきものが困ってしまう。

履行しないことを認めることは，公平ではない。そこで，履行を促すべく催告制度が認められる。そして，催告にしたがって，履行しない場合，その者が悪いのだから，負担付遺贈の効力を失うとすべきとも思える。

しかし，不都合である。一方的に，催告で消滅を認めてしまうと，当事者の認識の違いなどによって，問題がでる恐れがある。

例として，負担を果たしているのに，負担していないと言う。また，負担を果たせない理由が，利益を受ける側にあるような場合など。

このような場合にまで，一方的な手続で効力を失うとするのは，不当である。

そこで，１０２７条は，取消を家庭裁判所に請求できるとして，双方に事情の確認ができる制度としている。したがって，当然には効力は失われない。

以上